

如工三名ヲ使備シ居スルガ最近全職工ハ評議會出收勞働組
合ニ加盟シタルヨリ會社共ノ首腦者細谷吉之助ニ對シ若
ク五日日解雇ヲ申請シ手當トシテ日給ノ十日分ヲ支給セシ
ムルニシタルニ同人ハ之レヲ拒絶シ本月二日ヨリ同週罷業ヲ為
スニ至レルカ其ノ状況左記ノ通り

記

要求提出

本月二日定刻ニ出勤シタル職工等ハ細谷ノ解雇問題ニ
付テ協議ノ結果左記要求書ヲ作成岡田事務ニ提出
回答ニ付メタルガ即座ニ拒絶セシ同時ニ職工宝利信治ハ
評議會 言論ヲ受ケタリ

要求事項

一、細谷ノ懲罰

一、大正十四年十一月ノ年終ニ於テ承認セシニノ事項ヲ即時実

施スルコト

- (一) 三大節休業日給全額支給
- (二) 最低賃報ノ件
- (三) 入社三ヶ月後賃上ノ件
- (四) 恩遇喪臨時休業ノ場合日給全額支給強要ノ場合ハ半額支給
- (五) 年一回昇給ノ件
- (六) 解雇手當ノ制定

一、年未滿ニテヶ月分一年ヲ増ス毎ニ五日分ヲ加フ

一、今回ノ問題ニ付テ絶対ニ解雇者ヲ出サシムコト